

蔵保福第1298号  
平成30年9月4日

介護保険事業所 管理者 殿

蔵王町長 村上英人  
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定について（通知）

本町の介護保険事業運営の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、指定事業者により提供されるサービスの単価は、「地域支援事業実施要綱（国要綱）」に基づき、国が定める額を上限として市町村が定めることとされています。

つきましては、下記のとおり見直しますので御承知願います。

記

1 町が定める単価等について

- (1) 単価は、国と同様の見直しを行います（従来単価と変更なし）。
- (2) 加算・減算の算定要件は、国と同様の見直しを行います。

① 予防訪問介護相当サービス

現行	改定後	算定する場合の届出
生活機能向上連携加算 100 単位	生活機能向上連携加算(I) 100 単位	不要
	生活機能向上連携加算(II) 200 単位	不要

② 予防通所介護相当サービス

現行	改定後	算定する場合の届出
なし	生活機能向上連携加算 200 単位	必要
なし	栄養スクリーニング加算 5 単位	不要

- (3) サービスコードは、蔵王町ホームページに掲載しています。

- ① トップページ>新着情報>「総合事業の単価改定について」 又は、
- ② トップページ>暮らしの案内>健康・福祉>高齢者>「介護予防・日常生活支援総合事業（事業者向け）」

2 改定日

平成30年10月1日（月）

3 体制届の提出について

新規加算等の算定をする場合は、「体制届」及び「体制等状況一覧表」を平成30年9月14日（金）までに当課あて提出してください。

※様式については、上記1（3）②からダウンロードしてください。

担当：保健福祉課 介護保険係  
電話：0224-33-2003（内線573）  
FAX：0224-33-2988